

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日及び、
休日は、
かきと
がと日
の翌
に当
そ)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるもの(保険課)
県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
保安林の指定の解除(森林保全課)
開発工為に関する工事の完了(都市計画課)
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定(建築課)
- ◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)
- ◇ 正 誤 平成六年二月鳥取県告示第七七号中訂正

告 示

鳥取県告示第七七二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成六年政令第二百八十八号)第八条の規定による廃止前の療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機

関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
須 田 崇 彦	鳥国薬第九〇三号	平成六年八月八日
増 田 貢	鳥国薬第九〇五号	平成六年九月一日

鳥取県告示第七七三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営中山間地域農村活性化総合整備事業勝部地区区画整理、農業用排水及び農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年十月十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口五三八・五三八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十五日 鳥取県指令受都計三十一第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第七百六号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第七条第一号及び第二号の規定に基づき知事が定める額は、五十六万六千円とし、平成六年十月十五日から施行する。

平成六年四月一日鳥取県告示第三百三十一号及び平成六年八月二十六日鳥取県告示第六百二十四号（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則による知事が定める額の決定について）は、平成六年十月十四日限り廃止する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百七号

平成七年度から平成九年度において県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを

除く。)の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成六年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に応じて定めた資格とする。

- 1 資格審査申請時までの営業年数
 - 2 資格審査申請時の直前の二営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均
 - 3 資格審査申請時の直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における流動比率
 - 4 資格審査申請時における従業員の数
 - 5 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格
 - 6 直前決算における自己資本額
 - 7 その他経営及び信用の状態
- 二 資格審査の申請手続
- 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 1 経営実態調査書(様式第二号)
 - 2 営業用機械器具調査書(様式第三号)
 - 3 法人にあつては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し

4 資格審査申請時前一年において納税義務の発生した事業税及び自動車税の納税証明書

5 法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては住民票の抄本

6 営業に関し、許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書面

7 代表者が禁治産者、準禁治産者又は破産者でないことを証する書面

8 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

9 砂利採取業又は採石業を営む者にあつては、資格審査申請時前一年に鳥取県に対し砂利又は採石を納入した実績を証する書面

10 委任状(年間を通じて委任する場合に限る。)

なお、平成五年度及び平成六年度に資格を得た者が引き続き指名競争入札参加資格審査願を提出する場合には、5、7及び8に掲げる書類の提出を省略することができる。

三 資格審査の申請期間

平成六年十二月一日から平成七年一月二十日までとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりそのことを通知する。

五 資格の有効期間

一の資格は、平成七年度から平成九年度までとする。ただし、平成十年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号 (表面)

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 西 尾 呂 次 殿

鳥取県が発注する下記営業種目に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けたいのをお願いします。

なお、この資格審査願の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

商号又は名称
代表者氏名
(ふりがな)

電話番号 (市外局番号) ()-() (番号)
FAX番号 () ()-() ()

記

資格審査を受けようとする営業種目 裏面のとおり

鳥取県と取引をする主たる営業所 (本店、支店、営業所等) の位置
置図 (略図) 及び店舗の写真

資格審査願作成部		担当者氏名
電話番号 FAX番号		電話番号 FAX番号

(印) 審査願は、支店、営業所等があっても本店名で記入し提出すること。

(裏面)

資格審査を受けようとする営業種目

番号	大分類	番号	小分類	営業内容

(印) 営業種目は、別表の営業種目表のうちから該当営業種目を選び、具体的な内容を記入すること。

様式第2号 (表面)

経営実態調査書

平成 年 月 日

(1)本店の番号 又は名称	創業年月日	組織変更年月日	営業年数
	年月日	年月日	年月
(2)営業年数	直前第2営業年度分決算から	直前第1営業年度分決算から	年間平均
	年月日	年月日	年月日
(3)製造高、販売高又は高収入	千円	千円	千円
	千円	千円	千円
(4)①流動比率	流動資産	千円 ×	(貸借対照表より)
	流動負債	千円 ×	100
②従業員数	技術関係職員	人	計
	事務関係職員	人	人
③自己資本額	資本金	千円	計
	資本準備金	千円	千円
④設備額	①取得価格	千円	計
	②減価償却費	千円	千円
⑤前年度登録の状況	登録の有・無	登録業種及び番号	左の格付
	支店、営業所等の名称	所在地	電話番号 FAX番号 郵便番号
(6)鳥取県と取引をすすめる支店、営業所等の状況	支店等の名称	支店等の営業代表者氏名	年間委任の状況
	支店等の名称	支店等の営業代表者氏名	委任の内容
従業員数	従業員数	従業員数	従業員数
	従業員数	従業員数	従業員数

(裏面)

(7)代理店又は特約店	番号	大分類	番号	小分類	代理店又は特約店に指名した会社名
(8)摘要					

(8) 代理店又は特約店に指名した会社名が欄内に記入できないときは、別紙に記入すること。

様式第3号

営業用機械器具調書

名 称	銘柄・規格等	台 数	購 入 年 月	購 入 時 の 価 格	備 考
				円	

(注) 直前決算における営業用機械器具類の主なものについて記入すること。

番号	大分類	小分類	番号	大分類	小分類
1	文具、事務用機器類	1 文具類	10 医療、理化学機器類	1 医療機器	1 診療機器
		2 用紙		2 獣医科用機器	2 エムエスアクト
		3 事務用機器		3 理化学機器	3 砂利、採石
		4 印章用品		4 光学機器	4 諸材料
2	図書教材類	1 書籍	11 機械器具類	1 産業機械器具	1 鋼
		2 教材用具		2 厨房機器	2 ステン
		3 運動用具		3 諸機器	3 エン
		4 楽薬品		3 諸機器	4 砂利、採石
3	薬品類	1 農薬品	12 工事用材料類	1 看染料、塗料	1 看染料、塗料
		2 理化学薬品		2 建築物清掃機	2 建築物清掃機
		3 動生物薬品		3 環境衛生設備清掃	3 環境衛生設備清掃
		4 衛生材料		4 その他	4 その他
		5 石油		4 食料	4 食料
4	油脂、燃料類	1 ゼロパン	13 看板、塗料類	1 時計、貴金屬	1 時計、貴金屬
		2 家の器具		2 記章、記念品	2 記章、記念品
		3 室内装飾品		3 金物、荒物、雑貨類	3 金物、荒物、雑貨類
5	家具、皮草類	1 織物	14 業務	1 時計、貴金屬	1 時計、貴金屬
		2 皮革その他		2 記章、記念品	2 記章、記念品
		3 軽印刷		3 金物、荒物、雑貨類	3 金物、荒物、雑貨類
		4 オフセット印刷		4 写真、青写真	4 写真、青写真
		5 特殊印刷		5 動物	5 動物
6	印刷類	1 特殊印刷	15 食品類	6 肥料	6 肥料
		2 特殊印刷		7 銅	7 銅
		3 特殊印刷		8 イベ	8 イベ
		4 特殊印刷		9 リース、ラント	9 リース、ラント
		5 特殊印刷		10 その他	10 その他
7	印刷類	1 特殊印刷	16 雑類	1 古物の買受	1 古物の買受
		2 特殊印刷		2 生産物の買受	2 生産物の買受
		3 特殊印刷		3 木材料	3 木材料
8	車両、船舶及航空類	1 船舶部品及び修理	17 払下品類		
		2 船舶部品及び修理			
		3 船舶			
		4 船舶部品及び修理			
		5 船舶部品及び修理			
9	電気通信機器類	1 家庭用機器			
		2 家庭用機器			
		3 電気材料			

別表

営業種目表

公 告

平成6年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成6年10月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成6年度第2四半期内に「出店調整」の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成6年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会中で審議中のもの	合計
件数	3	0	1	2	2	8

正 誤

平成六年二月鳥取県告示第百七号（土地改良区の役員就退任について）中次の箇所にご誤りがあったので訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	下	後ろから三	六一六	六一八
〃	〃	後ろから一	五四	五四〇